

## 第2回 天神川氾濫災害補償委員会 議事概要

1 日時 令和5年8月23日（水）14:00～16:00

2 場所 兵庫県民会館7階 鶴

3 出席 角松委員長、窪田委員長代理、浅田委員、後藤委員

### 4 議事内容

#### (1) 氾濫災害に対する県の賠償責任について

- 事務局から、資料1「氾濫災害に対する県の賠償責任」について説明を受けた。
- 今回の氾濫災害による損害は河川の管理に瑕疵があったために生じており、河川管理者である兵庫県は、国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、損害額を賠償すべきである。

#### (2) 補償額の算定基準について

- 事務局から、資料2「天神川氾濫災害補償要領・同細則・同取扱い」について説明を受けた。
- 算定基準は、損害保険の算定実務及び公共用地損失補償基準に基づく積算方法を活用する考え方をもとに策定する。
- 資料2は、損害保険の算定実務に基づく積算方法と合致しない条項等があるため修正し、修正後の資料2をもって、算定基準とすることを承諾した。

#### (3) 提言について

- 前記(1)及び(2)にかかる委員会の結論をもとに作成した原案を一部修正し、令和5年8月23日付けで、
  - ① 河川管理者である兵庫県は損害額を賠償すべきであること
  - ② 損害額の把握の方法について、兵庫県に提言を行うこととした。

#### (4) 今後のスケジュールについて

- 事務局から、資料3「今後のスケジュール」について説明を受けた。
- 第3回委員会は、補償交渉開始後に審議を必要とする事項が生じた場合に開催することとし、その時期は令和5年秋とした。